

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2022年5月30日

【発行者の名称】

株式会社ひかりホールディングス
(Hikari Holdings Co., Ltd.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 倉地 猛

【本店の所在の場所】

岐阜県多治見市笠原町1223番地の14

【電話番号】

(0572)56-1212 (代表)

【事務連絡者氏名】

取締役経営管理本部長 立川 征吾

【担当 J-Adviser の名称】

フィリップ証券株式会社

【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】

代表取締役社長 永堀 真

【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】

東京都中央区日本橋兜町4番2号

【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.phillip.co.jp/>

【電話番号】

(03)3666-2101

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

【公表されるホームページのアドレス】

株式会社ひかりホールディングス

<https://h-holdings.jp/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関

する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第5期中	第6期中	第7期中	第5期	第6期
会計期間	自 2019年9月1日 至 2020年2月29日	自 2020年9月1日 至 2021年2月28日	自 2021年9月1日 至 2022年2月28日	自 2019年9月1日 至 2020年8月31日	自 2020年9月1日 至 2021年8月31日
売上高 (千円)	1,369,900	1,611,929	1,959,495	2,953,639	3,343,115
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	62,835	22,248	△45,915	49,330	57,358
親会社株主に帰属する中間（当期）純利益 又は親会社株主に帰属する中間純損失 (△) (千円)	57,814	3,997	△54,233	83,061	84,960
中間包括利益又は包括利益 (千円)	55,577	5,080	△55,485	80,973	83,203
純資産額 (千円)	222,517	267,106	274,054	237,956	345,009
総資産額 (千円)	1,949,482	2,600,879	2,528,110	2,157,025	2,606,881
1株当たり純資産額 (円)	802.30	979.66	1,060.64	899.88	1,304.02
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	— (—)	— (—)
1株当たり中間（当期）純利益又は 1株当たり中間純損失 (△) (円)	221.77	15.25	△208.82	318.61	320.08
潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	10.7	10.1	10.8	10.9	13.1
自己資本利益率 (%)	31.8	1.6	△17.6	42.7	29.5
株価収益率 (倍)	—	190.2	△13.9	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△13,255	67,827	△143,675	118,646	△103,072
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△26,042	△7,517	△22,441	△61,901	41,330
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	33,196	358,265	124,652	82,439	424,798
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高 (千円)	309,614	873,476	776,493	454,900	817,957
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	115 (8)	132 (15)	152 (12)	127 (20)	152 (8)

(注1) 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益について、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(注2) 株価収益率について、第5期中、第5期及び第6期は当社株式の売買実績がなく株価を把握できないため、記載しておりません。

(注3) 1株当たり配当額及び配当性向について、配当を行っていないため記載しておりません。

(注4) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2【事業の内容】

当社グループはグループ全体の組織再編を実施いたしました。すなわち、(株)セラミックワンを存続会社、スマート・ブリック(株)、(株)本田組、(株)CFノベルストーン及び(株)ミヤガワ東京を消滅会社とする吸収合併を行うとともに、(株)トライを存続会社（合併後、エムエイトアイ(株)に社名変更）、(株)ネットを消滅会社とする吸収合併を行いました。

この結果、当中間会計期間末時点において、当社（(株)ひかりHD）及び子会社4社（(株)ひかり工芸、(株)セラミックワン、エムエイトアイ(株)及び(株)CI'Sイノベーションズ）並びに孫会社2社（(株)ケイズクラフト、小林工業(株)）により構成されております。

<当中間連結会計期間末現在のグループの状況>



(注) HD：ひかりホールディングス、工芸：ひかり工芸

当社は『時代を読み、お客様を深く知り、最良のソリューションを提供し続ける』を経営理念に掲げ、純粋持株会社として当社グループ全社の経営戦略の立案・実行及び経営管理を行うとともに、グループ各社に対して営業・品質管理・経営管理・労務管理といった機能ごとの支援及び統括を行っております。

当社グループは、タイル・石材を中心とした内装・外装材製品の加工・販売を行う「タイル・石材加工販売事業」、タイル・石材を中心とした内装・外装工事の施工、関連商材の輸入仕入販売等、建築写真の撮影を行う「総合建材事業」、電気工事・情報通信工事の請負、企画、設計、監理を行う「電気通信工事業」、公共工事を中心とした下水工事や道路改良工事を行う「土木工事業」等とグループ会社ごとに別の事業を行う多角化経営をグループ戦略としております。各事業はそれぞれが別の業界ではありますが、当社の統括により、会社の“強み”を伸ばし、“弱み”を補える体制を構築しております。セグメントとの関連は次の通りであります。

セグメント	名称	事業内容と特徴
タイル・石材加工販売事業	(株)ひかり工芸 (岐阜県多治見市笠原町2841)	1969年創業のタイル・石材加工販売事業における中核企業です。多治見市内3ヵ所の工場においてタイル・石材を加工・販売しております。主要製品は内装用の大型タイル（床タイル）であり、主に中部圏・関東圏に所在する建材問屋、建材メーカー等に販売しております。 ・第1工場：岐阜県多治見市笠原町2841番地 ・第2工場：岐阜県多治見市笠原町字地藏下4282番地 ・第3工場：岐阜県多治見市笠原町字向島2435番地
	(株)ケイズクラフト (岐阜県多治見市笠原町3910)	多治見市においてタイル・石材を加工・販売しております。主要製品は外装用の小型タイル（壁タイル）です。関西圏に所在する建材問屋、建材メーカー、建材商社等に販売しております。 ・第1工場：岐阜県多治見市笠原町3910番地
総合建材事業	(株)セラミックワン (横浜市戸塚区吉田町133-2)	〈建築工事業部〉 主に建設元請業者から工事を受注し、タイル工事全般を施工しております。主な施工対象はビル及びマンションです。技術・工程・安全のすべてにおいて顧客満足度を得られる会社を目指しております。
		〈ノベルストーン事業部〉 世界中のタイル、建材の中から意匠性・デザイン性の優れたリーズナブルな商品を探し出し、現地で販売元と直接交渉し、商社を介さずに直接輸入し国内で販売しております。当初は中国、韓国からの輸入が中心でしたが、最近ではポルトガル、スペイン、イタリア、トルコなど世界中から輸入を行っており、建材問屋、建材メーカー等に販売しております。 ・本社・生田倉庫：岐阜県多治見市生田町4-46 ・東京営業所：東京都品川区南大井6-16-4
		〈改修工事業部〉 マンションを中心に、ビル、戸建てなどの外装修繕工事を行っております。事前のヒアリング・現地調査、見積段階から携わり、短期工事から長期工事まで多岐に渡る工事を手掛けております。
		〈プロフォート事業部〉 豊富な実務実績に基づき、建造物の姿を美しく鮮やかに再現する建築写真撮影業を主として行っております。
電気通信工事業	エムエイトアイ(株) (愛知県春日井市南下原町4)	電気ケーブル工事、保守、LANケーブルの構築、モバイルネットワークやWi-Fiシステムなど、多様化する多機能端末の普及に伴い、工事から保守まで一貫したサービスを提供し、大手通信キャリアから直接工事を受託しサービスを提供しております。現在、本社がある愛知県を中心に、神奈川県、福岡県、広島県にも営業所を設け活動しております。 ・横浜営業所：横浜市神奈川区沢渡6 ・福岡営業所：福岡県糟屋郡粕屋町長者原西2-2-17 ・広島営業所：広島県広島市佐伯区八幡5-16-15
土木工事業	小林工業(株) (岐阜県可児市土田2060)	公共工事を中心とした下水工事、道路改良工事などを行っております。A等級の一般競争参加資格の認定を受けているため、安定した公共事業の受注を可能としております。
その他	(株)CI'Sイノベーションズ (東京都品川区南大井6-16-4)	保険代理店事業、及び当社がM&A等で蓄積したノウハウを提供するファイナンシャルアドバイザー事業を行っております。

<タイル・石材加工販売事業>（㈱ひかり工芸、㈱ケイズクラフト）

㈱ひかり工芸及び㈱ケイズクラフトが所在する岐阜県多治見市笠原町は日本屈指のタイル生産地であり、厳しい競争環境の中で技術力を磨いてきました。

タイルとは、表面に釉薬を施し、摂氏1,200度の窯で焼くセラミック材であり、外装材として半永久的に色褪せせず、美しい外観を長持ちさせることができ、また床材としても硬度が高く、重歩行でも摩耗しにくい素材です。さらに、最近ではデザイン性が向上し、様々な商業施設や一般住宅などで幅広く使用されており、建物の価値を向上させる素材としての評価も高まりつつあります。

石材とは、建築用の材料として利用される天然の岩石です。色、模様、質感、耐久性など用途に応じた岩石が用いられ、一般的に内装向けは大理石、外装向けは御影石を加工して使用します。



【3D貼りあげ加工】



【大判鈍角曲り加工】



【大判トメ加工仕上げ】



かまち
【框】

（１）㈱ひかり工芸

タイル・石材の用途には、主に『床タイル』と『壁タイル』があります。タイル・石材加工販売事業（以下「当事業」）における㈱ひかり工芸の位置付けは、主に『床タイル』の加工及び販売です。『床タイル』には大判タイルを使用することが多く、主に内装に使われます。近年、建築意匠においてより多様なデザインを求められた結果、大判サイズの取扱いニーズが高まってきております。これまでの実績としても、100角タイル、300角タイル、600角タイルのユニット貼りから、300×600、3,000×1,500のパターン貼りなど年々大判サイズの取扱いが増えるとともに、商品の種類も多様化してきております。これらの市場ニーズに応えるため、3,000mm までの大判カット加工、床タイルのミリ単位での寸法精度のカット加工、パターン張りに対応する加工、100角45角等小さいサイズの紙貼り・ユニット貼りなどの機械設備を導入し、あらゆるニーズに迅速に応える体制を整えております。なお、㈱ひかり工芸では、2018年12月にキッチン天板や、住宅の壁用大型石材の加工を自社で対応するため、大型の石材加工が出来るウォータージェットカッターを導入しております。

また、小判タイル『壁タイル』・石材をユニット化する作業も行っております。タイル加工技術は接着焼物加工（複数のタイルを平物素材から削って接着）と一端成型焼物加工（プレス）に大別されます。当社グループはより用途の広い接着焼物加工を主流としており、原価低減、加工時間圧縮が可能となるため、「安く、早く納品する」ことを可能としています。また、接着焼物加工は様々な角度・形状に加工できるという特性を持ちながら、一端成型焼物加工に劣らない品質と強度を実現しております。



【建築用石材加工（内装）】



【ウォータージェットカッター】



【大判カット機】



【カット加工】



【トメ加工機】



【乾燥焼付機】



【小判タイルイメージ図】

(2) ㈱ケイズクラフト

当事業における㈱ケイズクラフトの位置付けは、主に『壁タイル』の加工及び販売であります。『壁タイル』には小判タイルを使用することが多く、主に外装に使われます。『壁タイル』は、従来品の45二丁タイルから4丁タイル、ボーダータイルの90度曲り、マグサ、鈍角曲りなどはもちろんのこと、石材ピースのカット溝入れ、紙貼り、ネット貼り、石面・山形タイルの曲り、トメ加工に加え、最新の技術として、コバ面の焼付塗装加工があります。今までタイルの分野では、表面に釉薬のかかったタイルの場合、コバ面と同色ではないために目線に入る場所での施釉タイルの壁施工は敬遠されがちでしたが、コバ焼付塗装技術により様々なデザインタイルの壁使用の可能性が広がってきております。



【建築用石材加工（外装）】

<総合建材事業> (㈱セラミックワン)

㈱セラミックワンは、以下事業部単位で事業を行っております。

【建築工事業部】

主に建設元請業者から工事を受注し、タイル工事全般を施工しています。主な施工対象はビル及びマンションです。技術・工程・安全のすべてにおいて顧客満足度を得られる会社を目指しており、品質管理面では「剥離・剥落ゼロ」を最重要課題として自主管理に努め、また、安全面では労働災害防止のため、専門部署を設けて社員・技能工の安全意識向上を図っています。さらに、IT活用等によって各現場の情報を共有し、迅速な顧客対応を可能とする体制を構築しています。

【ノベルストーン事業部】

ブリック&ストーン（レンガ）・タイル・モザイク等の輸入建材の販売・輸入代行・倉庫管理を行っており

ます。

タイルは外装材・内装材として付加価値が高い素材ですが、広く一般に普及するにはコスト面が課題と考えております。そこで、㈱CFノベルストーンでは世界中のタイル、建材の中から意匠性・デザイン性の優れたリーズナブルな物を探し出し、現地で販売元と直接交渉し、商社を介さずに直接輸入し国内で販売しております。また、タイル商社やタイルメーカーからの物流管理業務の請負により、輸入商材の保管、加工、出荷料収入を安定的に得ることができ、受注から加工・出荷までのリードタイムの短縮化も実現しております。

【改修工事業部】

マンションを中心に、ビル、戸建てなどの外装修繕工事を行っております。事前のヒアリング・現地調査、見積段階から携わり、短期工事から長期工事まで多岐に渡る工事を手掛けております。

【プロフォート事業部】

豊富な実務実績に基づき、建造物の姿を美しく鮮やかに再現する建築写真撮影業を主として行っております。

<電気通信工事業> (エムエイトアイ㈱)

主に以下の事業を行っております。

- ・情報通信設備に係るシステム設計・施工・保守・点検、ネットワーク設計・施工
- ・伝送装置調整・設置（光伝送）
- ・各移動体通信事業者向け無線機器調整・保守・走行試験・解析業務
- ・各種工事（電気設備工事、消防無線設備工事）

上記の事業は3つの業務形態で提供しております。

①設備工事請負業務：

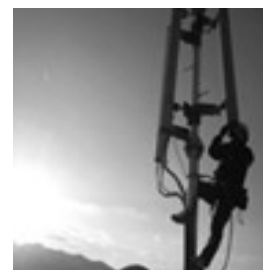
情報通信設備の設計・施工を請け負います。両社は設立以降、約100件の設計・施工請負実績を有しております。また、鉄塔の光工事化として地線部の光ファイバを敷設する光通信網の構築工事も行っております。

②人材派遣業務：

専門技能を有する自社の技術者をクライアントに派遣し、工事のサポートや構内請負を行います。当連結会計年度末現在、大手通信事業者を始めとするクライアント各社に40人以上の自社技術者を派遣しております。クライアントの情報通信工事の中核を担うことで営業力・技術力を蓄積しております。

③フィールドサポート業務：

全国各地の情報通信設備の保守業務を請け負っており、年間約1,500件の設備の保守・点検を行っております。今後、スマートフォンやタブレット端末の普及により、LTE、Wi-Fi、さらに5Gなどのサービスエリアの拡大や、トラフィック増に対応する通信ネットワーク環境の整備・拡充が進むことで、移動体通信設備は更なる成長分野と見込んで両社でも取り組んでおります。



【情報通信設備工事】



【システム設備工事】

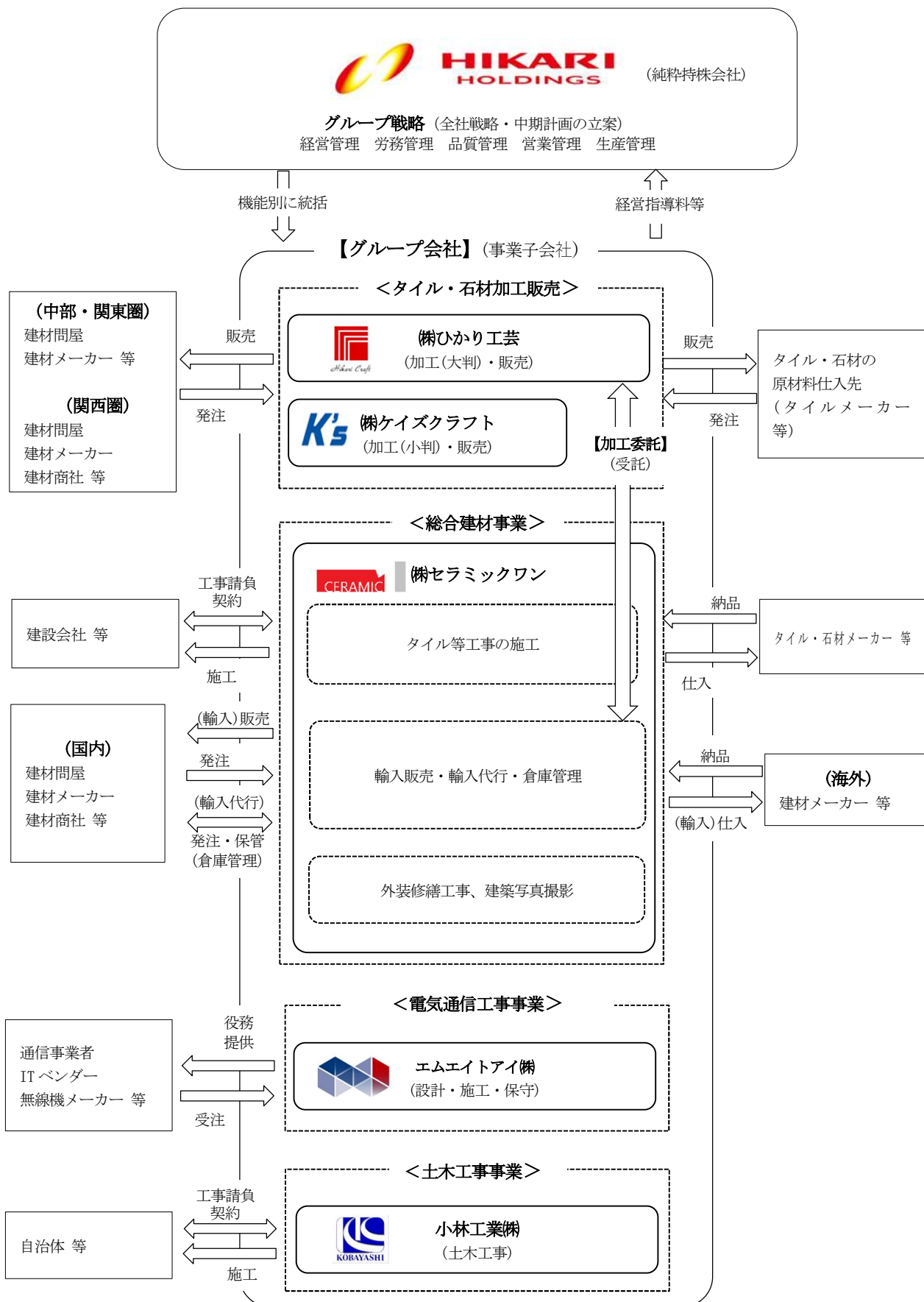
<土木工事業> (小林工業㈱)

公共工事を中心とした下水工事、道路改良工事などを行っております。

A等級の一般競争参加資格の認定を受けているため、安定した公共事業の受注を可能としております。

(事業系統図)

以上の説明を事業系統図によって示すと次のようになります。



3 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ㈱ひかり工芸 (注2、4)	岐阜県 多治見市	9,000	タイル・石材加工販売事業	100.0	役員の兼任、 経営指導
㈱ケイズクラフト (注2、3、4)	岐阜県 多治見市	3,000	タイル・石材加工販売事業	100.0 (100.0)	役員の兼任、 経営指導
㈱セラミックワン (注2、4)	横浜市 戸塚区	10,000	総合建材事業	100.0	役員の兼任、 経営指導
エムエイトアイ㈱ (注2、4)	愛知県 春日井市	10,000	電気通信工事事業	100.0	役員の兼任、 経営指導
小林工業㈱ (注2、3、4)	岐阜県 可児市	20,000	土木工事事業	100.0 (100.0)	経営指導
㈱CI'Sイノベーションズ (注2、4)	東京都 品川区	10,000	その他事業 (保険代理店事業等)	100.0	経営指導

(注1) 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しています。

(注2) 有価証券届出書または有価証券報告書を提出している会社はありません。

(注3) 議決権の所有割合又は被所有割合の()内は、間接所有割合です。

(注4) ㈱ひかり工芸、㈱ケイズクラフト、㈱セラミックワン、エムエイトアイ㈱、小林工業㈱、㈱CI'Sイノベーションズは特定子会社に該当しています。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2022年2月28日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
タイル・石材加工販売事業	18 (4)
総合建材事業	42 (6)
電気通信工事事業	74 (1)
土木工事事業	5 (1)
その他	13 (—)
合計	152 (12)

(注1) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

(注2) その他として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない部門に所属しているものであります。

(2) 発行者の状況

2022年2月28日現在

従業員数(人)	13 (—)
---------	--------

(注1) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

(注2) 当社は、当社グループの管理業務のみを行う単一事業であるため、セグメント別の記載は省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間（2021年9月1日から2022年2月28日）の世界経済は、アジア新興国や資源国等の成長鈍化など不透明感があつた中で、新型コロナウイルス感染症が世界規模で拡大し、経済活動が停滞しましたが、ワクチン接種等の感染症対策が講じられ、持ち直しの動きも見られます。また、日本経済は、個人消費の減少や、不安定な国際情勢や金融資本市場等による国内景気への影響に対する懸念、相次ぐ自然災害の発生、加えて新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う社会経済活動の停滞長期化等により、依然として先行き不透明な状況にあります。

当社グループにつきましては、タイル・石材加工販売事業、総合建材事業及び土木工事事業の主要市場である建設業界において、政府建設投資は堅調に推移しているものの、企業業績の低迷等から民間建設投資が伸び悩んでおり、労働者不足やコスト上昇等の要因も相俟って依然として不透明な経済環境が続いております。

電気通信工事事業の主要市場である情報通信関連においては、スマートフォンやタブレット端末の普及により、LTE、Wi-Fiなどのサービスエリアの拡大や、トラフィック増に対応する通信ネットワーク環境の整備が進んでおります。

このような市場環境・経営環境の中で、当中間連結会計期間の売上高は1,959,495千円（前年同期比21.6%増）、営業損失は51,121千円（前年同期は営業利益19,821千円）、経常損失は45,915千円（前年同期は経常利益22,248千円）、親会社株主に帰属する中間純損失は54,233千円（前年同期は親会社株主に帰属する中間純利益3,997千円）となりました。

当社は『時代を読み、お客様を深く知り、最良のソリューションを提供し続ける』を経営理念に掲げ、当社グループは「タイル・石材加工販売事業」、「総合建材事業」、「電気通信工事事業」及び「土木工事事業」など、それぞれ業界が異なる事業を行う多角化経営を志向しております。当社の統括により、会社の“強み”を伸ばし、“弱み”を補える体制を構築・強化してまいります。

セグメント別の業績は次の通りです。

(タイル・石材加工販売事業)

売上高は248,820千円（前年同期比2.9%減）、セグメント利益は10,496千円（前年同期はセグメント損失9,436千円）となりました。

(総合建材事業)

売上高は885,661千円（前年同期比19.4%増）、セグメント損失は37,934千円（前年同期はセグメント利益33,666千円）となりました。

(電気通信工事事業)

売上高は704,361千円（前年同期比14.8%増）、セグメント利益は21,737千円（同25.6%減）となりました。

(土木工事事業)

売上高は120,640千円、セグメント利益は3,462千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は776,493千円で、前連結会計年度末に比べ41,464千円減少しております。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は143,675千円（前年同期は67,827千円の獲得）となりました。主な減少要因は売上債権の増加額298,722千円、法人税等の支払額63,870千円、未払消費税等の減少額52,431千円、税金等調整前中間純損失49,023千円等、主な増加要因は棚卸資産の減少額303,039千円、未成工事受入金の増加額32,697千円等であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は22,441千円（前年同期は7,517千円の使用）となりました。主な減少要因は定期預金の預入による支出21,970千円、有形固定資産の取得による支出2,836千円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は124,652千円（前年同期は358,265千円の獲得）となりました。主な増加要因は長期借入れによる収入220,000千円、社債の発行による収入98,006千円等、主な減少要因は長期借入金の返済による支出126,876千円、短期借入金の純減少額30,000千円、自己株式の取得による支出13,050千円、リース債務の返済による支出12,215千円等であります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間連結会計期間の生産実績をセグメントごとに示すと、以下の通りであります。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 2021年9月1日 至 2022年2月28日)	前年同期比 (%)
タイル・石材加工販売事業 (千円)	209,726	99.7
総合建材事業 (千円)	579,526	87.2
電気通信工事業 (千円)	557,131	110.9
土木工事業 (千円)	51,157	—
合計 (千円)	1,397,542	101.48

(2) 受注実績

当中間連結会計期間の受注実績をセグメントごとに示すと、以下の通りであります。

セグメントの名称	受注高		受注残高	
	当中間連結会計期間 (自 2021年9月1日 至 2022年2月28日)	前年 同期比 (%)	当中間連結会計期間末 (2022年2月28日)	前年 同期比 (%)
総合建材事業 (千円)	474,831	52.9	310,982	68.4
土木工事業 (千円)	113,204	—	45,100	—
合計 (千円)	588,035	65.6	356,082	78.3

(注1) タイル・石材加工販売事業、電気通信工事業は受注から販売までの所要日数が短く、常に受注残高は僅少であります。また、期中の受注高と販売実績がほぼ対応するため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間の販売実績を示すと、次の通りです。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 2021年9月1日 至 2022年2月28日)	前年同期比 (%)
タイル・石材加工販売事業 (千円)	248,820	97.1
総合建材事業 (千円)	885,661	—
電気通信工事業 (千円)	704,361	114.8
土木工事業 (千円)	120,640	—
その他 (千円)	10	—
合計 (千円)	1,959,495	121.6

(注1) セグメント間の取引については相殺消去しています。

(注2) 総合建材事業及び土木工事業は当中間連結会計期間から開始したため、前年同期比の記載を省略しております。

(注3) 前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次の通りであります。

相手先	前中間連結会計期間 (自 2020年9月1日 至 2021年2月28日)		当中間連結会計期間 (自 2021年9月1日 至 2022年2月28日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
三井住友建設㈱	269,783	16.7	—	—
㈱シーテック	162,610	10.1	—	—

(注4) 三井住友建設㈱及び㈱シーテックの当中間連結会計期間は割合が10%未満のため、記載を省略しております。

3【対処すべき課題】

前連結会計年度の発行者情報を公表した2021年11月29日以降、当中間連結会計期間において、当社グループの対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日において当社グループが判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

<全社共通>

(1) M&A等について

当社グループは、顧客ニーズに則したサービスの提供を行なうため、新規に事業を立ち上げることも検討しておりますが、新たに手掛けた事業を早期に一定の事業規模にまで成長させ、市場における地位を確立するための手段として、当社グループ以外の会社との業務提携、M&A等を企画・実施することもあります。M&A等の実施にあたっては、事前に相乗効果の有無を見極めてから実施を決定し、相乗効果を最大にするよう経営努力を行います。しかし、M&A等実施後に、対象会社との経営方針のすり合わせや業務部門における各種システムおよび制度の統合等に当初想定以上の負担がかかることにより、予想どおりの相乗効果が得られない可能性があります。また、M&A等にかかる費用等が、一時的に当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性もあります。

(2) 人材の確保・育成について

当社グループでは、人材が重要な経営資源と考えており、事業の拡大に向け優秀な人材の確保が重要な課題となります。今後、計画通りに採用が進まなかった場合においては、事業展開が計画通りに進まず、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(3) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、事業発展のために必要なマネジメント力、コンプライアンスに精通した人材等の確保及び定着を目的として、取締役及び監査役並びに従業員に対して新株予約権を付与しております。当中間連結会計年度末現在、新株予約権による潜在株式数は223,000株であり、潜在株式を含む普通株式（自己株式30,700株を除く）の発行済株式総数480,500株に対し、46.4%にあたります。発行された新株予約権の行使により発行される新株は、将来、当社グループの株式価値の希薄化や株式売上の需給への影響をもたらす、当社グループ株価の形成に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 配当政策について

当社では、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けています。しかしながら、当中間連結会計期間の末日において、当社は成長拡大の過程にあると考えており、経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大に向けた投資に充当することで、更なる事業拡大を実現することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益の配当を検討する方針ですが、配当の実施及びその時期等については現時点において未定であります。

(5) 有利子負債への依存について

当社グループが多角化を進める中で、新規事業には多額の投資が必要であり、当社グループは、これら投資資金の大部分を金融機関からの借入金に依存してきました。当連結会計年度末における当社グループの総資産に占める有利子負債の割合は61.8%、支払利息は7,796千円となっております。今後の金利変動によっては、支払利息の負担が増加して経営成績に影響を与える可能性があります。また、金融機関の融資姿勢の変化等により、事業拡大に必要な資金調達が困難になる場合には経営成績や財政状態に影響を与える可能性があります。

(6) 特定人物への依存について

当社の代表取締役社長である倉地猛は、当社グループの経営方針や経営戦略の立案及び決定を始め、営業戦略や業務遂行等の経営全般において重要な役割を果たしております。当社グループは、ノウハウの共有、人材の獲得及び育成等により組織体制の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を進めてまいります。しかしながら、不測の事態により同氏の当社における職務執行が困難となった場合は、当社グループの今後の事業展開、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 訴訟等について

当社グループは、現段階において業績に重大な影響を及ぼす訴訟を提起されている事実はありません。しかしながら、当社グループが販売する商品・サービスに関して、瑕疵等の発生、最終消費者からのクレーム等が発生した場合、これらに起因する訴訟やその他の請求が発生する可能性があります。これらの訴訟等の内容によっては、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

<タイル・石材加工販売事業> (株ひかり工芸、(株)ケイズクラフト)

(1) 景気動向の影響について

当社グループの事業は、景気動向、金利動向、物価動向及び税制等に基づく需要者の投資意欲や需要動向に影響を受けやすくなっており、現時点で顕在化している問題はありませんが、今後、新型コロナウイルス感染拡大の状況次第等によっては、これらの動向が変動し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(2) 原材料等の価格変動について

タイル・石材加工販売事業の製造過程において使用されるエネルギーや、タイル・石材の原材料となる顔料（釉薬など）や原料（セラミック材など）などの価格変動について、現時点で顕在化している問題はありませんが、今後、新型コロナウイルス感染拡大等の影響により価格が高騰した場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(3) 外国人技能実習生の雇用について

タイル・石材加工販売事業の従業員のうち、当連結会計年度末現在で約半数強が外国人の技能実習生となっております。技能実習生の労働に関しては、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）」に基づき、各技能実習生と「技能実習のための雇用契約書」を締結するなど法令の遵守に努めておりますが、今後、法令や規制内容の変更が発生した場合、また、新型コロナウイルス感染拡大の影響等により、必要な人員を確保できなくなった場合には、一時的に人材不足となり、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

<総合建材事業> (株セラミックワン)

(1) 景気動向の影響について

総合建材事業は、景気動向、金利動向、物価動向及び税制等に基づく需要者の投資意欲や需要動向に影響を受けやすいため、景気の先行き悪化や大幅な金利の上昇、人件費の上昇、消費税増税等の動向に大きく左右される傾向があります。そのため、これらの動向次第で当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(2) 原材料等の価格変動について

総合建材事業の建築工事において使用されるエネルギーや、タイル・石材の原材料となる顔料（釉薬など）や原料（セラミック材など）などの価格変動について、急激に高騰した場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(3) 在庫リスクについて

総合建材事業では、お客様のニーズに合わせるため、多品種（色数×形状）の製品を輸入し販売しているため、品目ごとに標準在庫を設定しておりますが、販売予測と実際の乖離が生じ滞留在庫が多量に発生した場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(4) 輸入商品の確保と為替相場について

総合建材事業において、海外（アジア圏及びEU圏）からタイルなどの商品を輸入しております。原則として外貨建取引を行っておりますが、為替の状況によっては、仕入価格・販売価格に影響があり、また、これらの価格変動に起因して販売数量等が変動することにより、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

<電気通信工事業> (エムエイトアイ株)

(1) 特定取引先に対する依存度が高いことについて

当社グループのエムエイトアイ株は情報通信ネットワークの構築・施工を主な事業としていることから、通信事業者各社との取引比率が高く、この傾向は今後とも継続することが見込まれます。したがって、情報通信業界の市場動向や技術革新等により、通信事業者各社の設備投資行動及び、設備投資構造が変化した場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(2) 重要な情報の管理について

当社グループのエムエイトアイ株は事業運営上、顧客等が保有する技術データ・顧客データ等の重要な情報を取り扱っております。そのため、情報マネジメントシステムを構築・運用するとともに、情報セキュリティ責任者の配置や社内委員会を設置する等情報管理に対する重要性を十分認識した体制作りに取り組んでおりますが、不測の事態により重要な情報が流出した場合、顧客からの信頼が低下するほか、損賠賠償義務の発生等により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(3) 重大な人身・設備事故等の発生について

当社グループのエムエイトアイ株は、建設工事現場における人身・設備事故を未然に防ぐため、「安全・品質の確保」に対する取り組みには万全を期すと併に、管理を強化することで、事故の発生防止に努めております。しかしながら、不測の事態により重大な人身・設備事故が発生させた場合、顧客からの信頼が低下するほか、損賠賠償義務の発生や受注機会の減少等により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

<土木工事業> (小林工業株)

(1) 景気動向の影響について

土木工事業は、景気動向、金利動向、物価動向及び税制等に基づく需要者の投資意欲や需要動向に影響を受けやすいため、景気の先行き悪化や大幅な金利の上昇、人件費の上昇、消費税増税等の動向に大きく左右される傾向があります。そのため、これらの動向次第で当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

<J-Adviserとの契約について>

当社グループは、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketの上場企業です。当社では、フィリップ証券株を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2015年2月1日にフィリップ証券株との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

(J-Adviser契約解除に関する条項)

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券株（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、

当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日)までの期間内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度(甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度)に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。)を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。)

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（③bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はこれらiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

(J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項)

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を㈱東京証券取引所に通知しなければならない。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間連結会計期間末における流動資産の残高は1,761,538千円で、前連結会計年度末に比べ37,738千円減少しております。未成工事支出金の減少303,890千円、現金及び預金の減少22,251千円、受取手形及び売掛金の減少17,386千円、商品及び製品の減少11,486千円、完成工事未収入金の増加287,033千円、電子記録債権の増加29,075千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当中間連結会計期間末における固定資産の残高は766,571千円で、前連結会計年度末に比べ41,032千円減少しております。リース資産（純額）の減少11,507千円、保険積立金の減少7,504千円、機械装置及び運搬具（純額）の減少6,532千円、繰延税金資産の減少4,212千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当中間連結会計期間末における流動負債の残高は1,033,881千円で、前連結会計年度末に比べ155,352千円減少しております。未払法人税等の減少53,123千円、未払消費税等の減少52,431千円、預り金の減少48,608千円、短期借入金の減少30,000千円、未成工事受入金の増加32,697千円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当中間連結会計期間末における固定負債の残高は1,220,174千円で、前連結会計年度末に比べ147,537千円増加しております。長期借入金の増加85,351千円、社債の増加79,000千円が主な変動要因であります。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産の残高は274,054千円で、前連結会計年度末に比べ70,955千円減少しております。親会社株主に帰属する中間純損失54,233千円の計上による利益剰余金の減少、自己株式の取得による減少13,050千円が主な変動要因であります。

(3) 経営成績の分析

(売上高)

当中間連結会計期間における売上高は1,959,495千円（前年同期比21.6%増加）となりました。総合建材事業（同19.4%増加）、電気通信工事業（同14.8%増加）の各セグメントにおいて受注が好調に推移し、前年同期比で増収となりましたが、タイル・石材加工販売事業はコロナ禍における需要減少、労働力不足等により減収（同2.9%減少）となりました。

(売上総利益)

当中間連結会計期間における売上総利益は356,986千円（前年同期比13.3%減少）となりました。売上原価率は81.8%と前年同期の74.5%より7.3ポイント増加しております。これは主に、原材料費の上昇、人件費の上昇等によるものです。

(販売費及び一般管理費)

当中間連結会計期間における販売費及び一般管理費は408,107千円（前年同期比4.2%増加）となりました。これは主に、人件費の上昇、旅費交通費の増加等によるものです。

(営業利益)

当中間連結会計期間における営業損失は51,121千円（前年同期は営業利益19,821千円）となりました。これは主に売上総利益率の低下によるものです。

(経常利益)

当中間連結会計期間における経常損失は45,915千円（前年同期は経常利益22,248千円）となりました。これは主に営業利益の減少によるものです。

(親会社株主に帰属する中間純利益)

当中間連結会計期間における税金等調整前中間純損失は49,023千円（前年同期は税金等調整前中間純利益26,739千円）、親会社株主に帰属する中間純損失は54,233千円（前年同期は親会社株主に帰属する中間純利益3,997千円）となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2022年2月28日)	公表日現在発行数(株) (2022年5月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,119,600	831,400	288,200	288,200	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。単元株式数は100株です。
計	1,119,600	831,400	288,200	288,200	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。

第1回新株予約権（2015年8月10日臨時株主総会決議）

	中間会計期間末現在 (2022年 2 月 28 日)	公表日の前月末現在 (2022年 4 月 30 日)
新株予約権の数 (個)	1, 769 (注 1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	176, 900 (注 1、注 2、注 4)	同左
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	368 (注 3、注 4)	同左
新株予約権の行使期間	自 2015年 9 月 1 日 至 2025年 8 月 3 日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 368 (注 4) 資本組入額 184 (注 4)	同左
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ④ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。 ⑤ 新株予約権者は、行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、残存する全ての本新株予約権を行使することができない。 (a) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合 (払込金額が会社法第 199 条第 3 項及び同法第 200 条第 2 項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。) 。	同左

	(b) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われた場合（ただし、当該取引時点における当社普通株式の価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。 (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、各事業年度末日を基準日としてDCF法等の方法により評価された株式評価額が行使価額未満となった場合。 (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が行使価額未満となった場合。	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。 (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案の上、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。 (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記「新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数」に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。 (5) 新株予約権を行使することができる期間 行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。 (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項	同左

	「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。 (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 (8) その他新株予約権の行使の条件 「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。 (9) 新株予約権の取得事由及び条件 上記「新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。 (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。	
--	--	--

(注1) 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株です。

(注2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(注3) 当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

(注4) 2017年11月27日開催の取締役会決議により、2017年12月7日付で普通株式1株を100株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

第3回新株予約権（2015年12月30日臨時株主総会決議）

	中間会計期間末現在 (2022年2月28日)	公表日の前月末現在 (2022年4月30日)
新株予約権の数(個)	190(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	19,000(注1、注2、注4)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	368(注3、注4)	同左
新株予約権の行使期間	自 2018年1月1日 至 2027年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 368(注4) 資本組入額 184(注4)	同左

新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ④ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。 ⑤ 新株予約権者は、行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、残存する全ての本新株予約権を行使することができない。 (a) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項及び同法第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。 (b) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われた場合（ただし、当該取引時点における当社普通株式の価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。 (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、各事業年度末日を基準日としてDCF法等の方法により評価された株式評価額が行使価額未満となった場合。 (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が行使価額未満となった場合。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。 (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案の上、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。 (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上	同左

	記「新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数」に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。 (5) 新株予約権を行使することができる期間 行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。 (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。 (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 (8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。 (9) 新株予約権の取得事由及び条件 「新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。 (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。	
--	---	--

(注1) 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株です。

(注2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(注3) 当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

(注4) 2017年11月27日開催の取締役会決議により、2017年12月7日付で普通株式1株を100株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

第4回新株予約権（2016年11月29日定時株主総会決議、2017年3月14日取締役会決議）

	中間会計期間末現在 (2022年2月28日)	公表日の前月末現在 (2022年4月30日)
新株予約権の数(個)	90(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	9,000(注1、注2、注4)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,400(注3、注4)	同左
新株予約権の行使期間	自 2019年4月18日 至 2027年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,400(注4) 資本組入額 1,200(注4)	同左

新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ④ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。 ⑤ 新株予約権者は、行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、残存する全ての本新株予約権を行使することができない。 (a) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項及び同法第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。 (b) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われた場合（ただし、当該取引時点における当社普通株式の価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。 (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、各事業年度末日を基準日としてDCF法等の方法により評価された株式評価額が行使価額未満となった場合。 (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が行使価額未満となった場合。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。 (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案の上、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。 (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上	同左

	記「新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数」に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。 (5) 新株予約権を行使することができる期間 行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。 (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。 (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 (8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。 (9) 新株予約権の取得事由及び条件 「新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。 (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。	
--	---	--

(注1) 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株です。

(注2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(注3) 当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

(注4) 2017年11月27日開催の取締役会決議により、2017年12月7日付で普通株式1株を100株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

第6回新株予約権（2019年11月26日定時株主総会決議、2020年7月31日取締役会決議）

	中間会計期間末現在 (2022年2月28日)	公表日の前月末現在 (2022年4月30日)
新株予約権の数(個)	181(注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	18,100(注1、注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,400(注3)	同左
新株予約権の行使期間	自 2022年8月11日 至 2027年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,400 資本組入額 1,200	同左

新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ④ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。 ⑤ 新株予約権者は、行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、残存する全ての本新株予約権を行使することができない。 (a) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項及び同法第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。 (b) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われた場合（ただし、当該取引時点における当社普通株式の価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。 (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、各事業年度末日を基準日としてDCF法等の方法により評価された株式評価額が行使価額未満となった場合。 (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が行使価額未満となった場合。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。 (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案の上、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。 (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上	同左

	記「新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数」に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。 (5) 新株予約権を行使することができる期間 行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。 (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。 (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。 (8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。 (9) 新株予約権の取得事由及び条件 「新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。 (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。	
--	---	--

(注1) 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株です。

(注2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(注3) 当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年9月1日～ 2022年2月28日	—	288,200	—	52,035	—	20,835

(6) 【大株主の状況】

2022年2月28日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対す る所有株式数の 割合(%)
倉地 朝子	岐阜県多治見市	77,300	26.82
倉地 太	岐阜県多治見市	44,600	15.47
石原 真理子	岐阜県多治見市	23,400	8.11
名古屋中小企業投資育成(株)	愛知県名古屋市中村区名駅南1-16-30	19,200	6.66
倉地 猛	岐阜県多治見市	17,900	6.21
倉地 晴幸	岐阜県多治見市	15,000	5.20
(株)オルスタンダード	東京都武蔵野市桜提2-7-25	6,500	2.25
石原 千雅	岐阜県多治見市	6,200	2.15
(株)紀伊大理石	横浜市泉区上飯田町4584-2	4,200	1.45
岩田 修一	愛知県春日井市	3,200	1.11
計	—	217,500	75.46

(注) 上記の他、自己株式が30,700株 (10.66%) あります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2022年2月28日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 30,700	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 257,400	2,574	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 100	—	—
発行済株式総数	288,200	—	—
総株主の議決権	—	2,574	—

② 【自己株式等】

2022年2月28日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
(自己保有株式) (株)ひかりホールディングス	岐阜県多治見市笠原町1223-14	30,700	—	30,700	10.66
計	—	30,700	—	30,700	10.66

2【株価の推移】

月別	2021年9月	10月	11月	12月	2022年1月	2月
最高（円）	—	—	2,900	—	—	—
最低（円）	—	—	2,900	—	—	—

（注1） 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおける取引価格であります。

（注2） 2021年9月から10月まで及び2021年12月から2022年2月においては売買実績がありません。

3【役員の状況】

前連結会計年度の発行者情報の公表日以降、当中間発行者情報公表日までの役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1999年大蔵省令第24号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間（2021年9月1日から2022年2月28日まで）の中間連結財務諸表について、監査法人コスモスにより中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年 8 月 31 日)	当中間連結会計期間 (2022年 2 月 28 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	985,976	963,724
受取手形及び売掛金	※ 3 129,364	※ 3 111,978
電子記録債権	9,805	38,881
完成工事未収入金	188,776	475,809
商品及び製品	95,915	84,429
未成工事支出金	310,845	6,954
原材料及び貯蔵品	3,854	9,688
前渡金	35,439	28,089
未収還付法人税等	6,924	4,778
未収消費税等	640	3,354
その他	33,267	35,685
貸倒引当金	△1,533	△1,834
流動資産合計	1,799,277	1,761,538
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※ 2 89,604	※ 2 85,876
機械装置及び運搬具（純額）	35,308	28,776
工具、器具及び備品（純額）	1,673	2,392
土地	※ 2 139,080	※ 2 139,080
リース資産（純額）	114,201	102,693
有形固定資産合計	※ 1 379,867	※ 1 358,818
無形固定資産		
のれん	217,139	211,629
その他	1,487	5,400
無形固定資産合計	218,626	217,029
投資その他の資産		
投資有価証券	26,792	26,212
保険積立金	46,729	39,224
差入保証金	44,103	45,017
繰延税金資産	48,238	44,025
その他	46,326	39,324
貸倒引当金	△3,080	△3,080
投資その他の資産合計	209,110	190,723
固定資産合計	807,604	766,571
資産合計	2,606,881	2,528,110

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年8月31日)	当中間連結会計期間 (2022年2月28日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	32,193	27,730
工事未払金	97,280	94,606
短期借入金	180,000	150,000
1年内償還予定の社債	14,000	28,000
1年内返済予定の長期借入金	※2 168,505	※2 176,278
リース債務	24,813	25,582
未払金	86,603	79,051
未払費用	19,957	26,871
未払法人税等	64,049	10,926
未払消費税等	74,811	22,380
未成工事受入金	305,393	338,091
前受金	48,456	—
契約負債	—	17,991
預り金	65,531	16,922
賞与引当金	7,638	13,950
その他	—	5,499
流動負債合計	1,189,234	1,033,881
固定負債		
社債	72,000	151,000
長期借入金	※2 836,262	※2 921,613
リース債務	91,787	80,767
長期未払金	33,887	28,093
役員退職慰労引当金	38,700	38,700
固定負債合計	1,072,637	1,220,174
負債合計	2,261,871	2,254,056
純資産の部		
株主資本		
資本金	52,035	52,035
資本剰余金	193,967	193,967
利益剰余金	129,417	75,184
自己株式	△28,925	△41,975
株主資本合計	346,494	279,211
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△4,842	△6,094
その他の包括利益累計額合計	△4,842	△6,094
新株予約権	937	937
非支配株主持分	2,420	—
純資産合計	345,009	274,054
負債純資産合計	2,606,881	2,528,110

② 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2020年 9 月 1 日 至 2021年 2 月28日)	当中間連結会計期間 (自 2021年 9 月 1 日 至 2022年 2 月28日)
売上高	1,611,929	1,959,495
売上原価	※1 1,200,399	※1 1,602,508
売上総利益	411,529	356,986
販売費及び一般管理費		
給料及び賞与	94,954	97,852
役員報酬	64,465	60,090
賞与引当金繰入額	1,726	2,596
退職給付費用	288	1,267
法定福利費	21,204	21,784
運送費及び保管費	25,140	27,586
賃借料	34,850	33,445
保険料	11,762	8,030
旅費交通費	10,696	14,404
減価償却費	11,309	11,764
のれん償却額	14,747	16,594
貸倒引当金繰入額	335	300
その他	100,227	112,389
販売費及び一般管理費合計	391,708	408,107
営業利益又は営業損失 (△)	19,821	△51,121
営業外収益		
受取利息	36	36
受取配当金	60	353
受取家賃	2,325	2,059
助成金収入	230	1,586
保険解約返戻金	—	3,200
その他	8,044	7,056
営業外収益合計	10,697	14,292
営業外費用		
支払利息	6,911	7,796
その他	1,359	1,290
営業外費用合計	8,271	9,087
経常利益又は経常損失 (△)	22,248	△45,915
特別利益		
固定資産売却益	※2 353	—
保険積立金解約益	4,381	3,201
特別利益合計	4,734	3,201
特別損失		
固定資産処分損	※3 242	※3 617
ゴルフ会員権評価損	—	5,692
特別損失合計	242	6,309
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失 (△)	26,739	△49,023
法人税、住民税及び事業税	32,539	10,706
法人税等調整額	△10,016	△5,497
法人税等合計	22,522	5,209
中間純利益又は中間純損失 (△)	4,217	△54,233
非支配株主に帰属する中間純利益	220	—
親会社株主に帰属する中間純利益又は 親会社株主に帰属する中間純損失 (△)	3,997	△54,233

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2020年 9 月 1 日 至 2021年 2 月28日)	当中間連結会計期間 (自 2021年 9 月 1 日 至 2022年 2 月28日)
中間純利益又は中間純損失 (△)	4,217	△54,233
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	863	△1,251
その他の包括利益合計	863	△1,251
中間包括利益	5,080	△55,485
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	4,860	△55,485
非支配株主に係る中間包括利益	220	—

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 2020年9月1日 至 2021年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本					その他の包括利益累計額		新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	その他の包 括利益累計 額合計			
当期首残高	40,000	181,932	44,457	△28,925	237,464	△2,865	△2,865	937	2,420	237,956
当中間期変動額										
新株の発行	12,035	12,035			24,070					24,070
親会社株主に帰属 する中間純利益			3,997		3,997					3,997
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					—	863	863	—	220	1,083
当中間期変動額合計	12,035	12,035	3,997	—	28,067	863	863	—	220	29,150
当中間期末残高	52,035	193,967	48,454	△28,925	265,531	△2,002	△2,002	937	2,640	267,106

当中間連結会計期間（自 2021年9月1日 至 2022年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本					その他の包括利益累計額		新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	その他の包 括利益累計 額合計			
当期首残高	52,035	193,967	129,417	△28,925	346,494	△4,842	△4,842	937	2,420	345,009
当中間期変動額										
親会社株主に帰属する 中間純損失（△）			△54,233		△54,233					△54,233
自己株式の取得				△13,050	△13,050					△13,050
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）					—	△1,251	△1,251	—	△2,420	△3,671
当中間期変動額合計	—	—	△54,233	△13,050	△67,283	△1,251	△1,251	—	△2,420	△70,955
当中間期末残高	52,035	193,967	75,184	△41,975	279,211	△6,094	△6,094	937	—	274,054

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2020年9月1日 至 2021年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2021年9月1日 至 2022年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失 (△)	26,739	△49,023
減価償却費	25,826	25,732
のれん償却額	14,747	16,594
賞与引当金の増減額 (△は減少)	5,920	6,312
受取利息及び受取配当金	△97	△389
支払利息及び社債利息	6,911	7,796
保険積立金解約益	△4,381	△3,201
保険解約返戻金	—	△3,200
売上債権の増減額 (△は増加)	△78,575	△298,722
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△7,460	303,039
未収消費税等の増減額 (△は増加)	22,244	△2,713
仕入債務の増減額 (△は減少)	△16,603	△7,137
未払金の増減額 (△は減少)	16,225	△17,639
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△5,463	△52,431
未成工事受入金の増減額 (△は減少)	40,460	32,697
契約負債の増減額 (△は減少)	—	△30,465
その他	1,593	△6,345
小計	48,087	△79,097
利息及び配当金の受取額	65	194
利息の支払額	△6,931	△7,816
法人税等の支払額	△2,837	△63,870
法人税等の還付額	29,443	6,915
営業活動によるキャッシュ・フロー	67,827	△143,675
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△8,854	△2,836
投資有価証券の取得による支出	△7,066	△7,092
保険積立金の積立による支出	△7,065	△2,278
保険積立金の解約による収入	4,381	12,985
定期預金の預入による支出	△14,250	△21,970
定期預金の払戻による収入	12,000	6,000
その他	13,338	△7,249
投資活動によるキャッシュ・フロー	△7,517	△22,441
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	50,000	△30,000
長期借入れによる収入	329,000	220,000
長期借入金の返済による支出	△70,669	△126,876
社債の発行による収入	49,140	98,006
リース債務の返済による支出	△13,898	△12,215
自己株式の取得による支出	—	△13,050
新株の発行による収入	24,070	—
その他	△9,377	△11,212
財務活動によるキャッシュ・フロー	358,265	124,652
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	418,576	△41,464
現金及び現金同等物の期首残高	454,900	817,957
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 873,476	※1 776,493

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 6社

連結子会社名：(株)ひかり工芸、(株)ケイズクラフト、エムエイトアイ(株)、(株)セラミックワン、(株)CI'S
イノベーション、小林工業(株)

なお、前連結会計年度において連結子会社でありましたスマート・ブリック(株)、(株)CFノベルストーン、
(株)ミヤガワ東京、(株)本田組は、2021年9月1日付で(株)セラミックワンを存続会社とする吸収合併により
消滅したため、連結の範囲から除いております。

また、前連結会計年度において連結子会社でありました(株)ネットは、2021年9月1日付でエムエイト
アイ(株) (旧社名(株)トライ) を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除いており
ます。

2. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社のうち、中間決算日が中間連結決算日(2月28日)と異なる会社は次の通りです。

会社名	決算日
小林工業(株)	8月31日 ※

※ 中間連結財務諸表の作成にあたっては、中間連結決算日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表を使用し
ております。なお、仮決算日と中間連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行
っております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

(イ) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算
定)を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

②棚卸資産

(イ) 商品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算
定)を採用しております。

(ロ) 製品、未成工事支出金、原材料

個別法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)
を採用しております。

(ハ) 貯蔵品

最終仕入原価法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取
得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物 12～24年

機械装置及び運搬具 6～12年

工具、器具及び備品 4～6年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期

間（５年）に基づいております。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間連結会計期間分に見合う分を計上しております。

③役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準等の適用指針」（企業会計適用指針第30号 2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、発生時以降10年間の均等償却で行っております。

(6) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理：消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当中間連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、従来は成果の確実性が認められるプロジェクトについては工事進行基準を適用し、その他のプロジェクトについては工事完成基準を適用しておりましたが、約束した財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更しております。

なお、履行義務の充足に係る進捗率の合理的な見積りが困難であるプロジェクトについては、収益認識会計基準第45項に従い、原価回収基準（履行義務を充足する際に発生する費用のうち、回収することが見込まれる費用の金額で収益を認識する方法）を適用しております。また、期間がごく短いプロジェクトについては、履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、利益剰余金の当期首残高へ与える影響はありません。また、当中間連結会計期間の損益に与える影響もありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において流動負債に表示していた「前受金」は、当中間連結会計期間より「契約負債」として表示することといたしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

また、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、「収益認識関係」注記のうち当中間連結会計期間に係る比較情報については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、中間連結財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(2020年3月6日内閣府令第9号)附則第6条第2項により、経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

(表示方法の変更)

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間において独立掲記していた営業活動によるキャッシュ・フローの「貸倒引当金の増減額」及び「未払費用の増減額」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結キャッシュ・フロー計算書において、営業活動によるキャッシュ・フローの「貸倒引当金の増減額」と表示していた335千円及び、同「未払費用の増減額」と表示していた1,508千円及び同「その他」△251千円は、「その他」1,593千円として組み替えております

また、前中間連結会計期間において投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めていた「投資有価証券の取得による支出」、「定期預金の預入による支出」及び「定期預金の払戻による収入」は、金額的重要性が増したため、当中間連結会計期間より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結キャッシュ・フロー計算書において、投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に表示していた4,022千円は、「投資有価証券の取得による支出」△7,066千円、「定期預金の預入による支出」△14,250千円、「定期預金の払戻による収入」12,000千円及び「その他」13,338千円として組み替えております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響は現在も継続しており、今後の拡大・収束状況は依然として不透明な上、経済に与える影響は国内外の拠点によっても程度が異なり、先行きの見通しが難しい状況にあります。

当社グループは、翌連結会計年度においても一定期間は事業活動への影響が継続するものの、会計年度末に向けて緩やかに収束するとの仮定のもと、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。その結果、これらの会計上の見積りに重要な影響を与えるものではないと判断しております。なお、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響は不確実性があるため、上記の仮定に変化が生じた場合には、翌連結会計年度の財務状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があり、今後の動向を引き続き注視しております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2021年8月31日)	当中間連結会計期間 (2022年2月28日)
有形固定資産の減価償却累計額	321,021千円	315,664千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (2021年8月31日)	当中間連結会計期間 (2022年2月28日)
建物及び構築物（純額）	8,440千円	一千円
土地	38,240	—
関係会社株式（連結消去前金額）	300,000	318,146
合計	346,680	318,146

担保付債務は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (2021年8月31日)	当中間連結会計期間 (2022年2月28日)
1年内返済予定の長期借入金	35,412千円	18,180千円
長期借入金	162,284	92,970
合計	197,696	111,150

※3 受取手形割引高、受取手形裏書譲渡高及び電子記録債権裏書譲渡高

	前連結会計年度 (2021年8月31日)	当中間連結会計期間 (2022年2月28日)
受取手形割引高	40,925千円	33,311千円
受取手形裏書譲渡高	15,076	6,763
電子記録債権裏書譲渡高	16,037	13,719

(中間連結損益計算書関係)

※1 棚卸資産評価損

期末棚卸高は収益性の低下に基づく簿価切下げ後の金額であり、以下の通り棚卸資産評価損が含まれております。

	前中間連結会計期間 (自 2020年9月1日 至 2021年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2021年9月1日 至 2022年2月28日)
棚卸資産評価損	3,313千円	3,201千円

※2 固定資産売却益の内容は次の通りであります。

	前中間連結会計期間 (自 2020年9月1日 至 2021年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2021年9月1日 至 2022年2月28日)
機械装置及び運搬具（純額）	353千円	一千円

※3 固定資産処分損の内容は次の通りであります。

	前中間連結会計期間 (自 2020年9月1日 至 2021年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2021年9月1日 至 2022年2月28日)
建物及び構築物（純額）	一千円	56千円
機械装置及び運搬具（純額）	—	560
工具、器具及び備品（純額）	242	0

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間（自 2020年9月1日 至 2021年2月28日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	279,900	8,300	—	288,200
合計	279,900	8,300	—	288,200
自己株式				
普通株式	19,200	—	—	19,200
合計	19,200	—	—	19,200

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加8,300株は、第三者割当増資に伴う新株発行によるものです。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結 会計期間末 残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当中間連結会 計期間増加	当中間連結会 計期間減少	当中間連結 会計期間末	
提出会社 (親会社)	第1回新株予約権	普通株式	176,900	—	—	176,900	937
	合計	—	176,900	—	—	176,900	937

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2021年9月1日 至 2022年2月28日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	288,200	—	—	288,200
合計	288,200	—	—	288,200
自己株式				
普通株式	26,200	4,500	—	30,700
合計	26,200	4,500	—	30,700

(注) 自己株式(普通株式)の増加4,500株は取得によるものです。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結 会計期間末 残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当中間連結会 計期間増加	当中間連結会 計期間減少	当中間連結 会計期間末	
提出会社 (親会社)	第1回新株予約権	普通株式	176,900	—	—	176,900	937
	合計	—	176,900	—	—	176,900	937

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記の通りであります。

	前中間連結会計期間 (自 2020年9月1日 至 2021年2月28日)	当中間連結会計期間 (自 2021年9月1日 至 2022年2月28日)
現金及び預金勘定	978,719千円	963,724千円
預け金(流動資産のその他)	7,800	1,605
長期預金(投資その他の資産のその他)	960	—
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△114,002	△188,836
現金及び現金同等物	873,476	776,493

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

① 有形固定資産

主として、「機械装置及び運搬具」であります。

② 無形固定資産

主として、「ソフトウェア」であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「3. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 ③リース資産」に記載の通りであります。

2. オペレーティング・リース取引

内容の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次の通りです。
前連結会計年度（2021年8月31日）

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	26,792	26,792	—
資産計	26,792	26,792	—
(1) 社債（1年内償還予定を含む）	86,000	85,939	△60
(2) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	1,004,767	1,004,767	—
(3) リース債務（1年内返済予定を含む）	116,600	116,690	89
(4) 長期未払金（1年内返済予定を含む）	42,557	42,454	△103
負債計	1,249,925	1,249,851	△74

当中間連結会計期間（2022年2月28日）

	中間連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	26,212	26,212	—
資産計	26,212	26,212	—
(1) 社債（1年内償還予定を含む）	179,000	178,744	△255
(2) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	1,097,891	1,097,891	—
(3) リース債務（1年内返済予定を含む）	106,349	106,545	196
(4) 長期未払金（1年内返済予定を含む）	38,181	38,141	△39
負債計	1,421,422	1,421,323	△99

(注1)「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2)「受取手形及び売掛金」、「電子記録債権」、「完成工事未収入金」、「支払手形及び買掛金」、「工事未払金」、「短期借入金」及び「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 金融商品のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

当中間連結会計期間（2022年2月28日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	26,212	—	—	26,212
資産計	26,212	—	—	26,212

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間連結会計期間 (2022年2月28日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債 (1年内償還予定を含む)	—	178,744	—	178,744
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	—	1,097,891	—	1,097,891
リース債務 (1年内返済予定を含む)	—	106,545	—	106,545
長期未払金 (1年内返済予定を含む)	—	38,141	—	38,141
負債計	—	1,421,323	—	1,421,323

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資有価証券は全て上場株式であり、相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債 (1年内償還予定を含む)、長期借入金 (1年内返済予定を含む)、リース債務 (同)、長期未払金 (同)

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名	当社監査役 1名 その他 3名	当社取締役 1名 当社従業員 1名 当社監査役 1名	当社取締役 3名 当社従業員 1名 子会社取締役 2名 子会社従業員 20名
株式の種類別のストック・オプションの数(注1)	普通株式 176,900株	普通株式 19,000株	普通株式 9,000株	普通株式 18,100株
付与日	2015年9月1日	2015年12月30日	2017年4月16日	2020年7月31日
権利確定条件	「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載の通りです。	同左	同左	同左
対象勤務期間	期間の定めなし	同左	同左	同左
権利行使期間	自 2015年9月1日 至 2025年8月3日	自 2018年1月1日 至 2027年12月31日	自 2019年4月18日 至 2027年12月31日	自 2022年8月11日 至 2027年12月31日

(注1) 株式数に換算して記載しております。なお、2017年12月7日付株式分割(1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当中間連結会計期間において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	19,600
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	1,500
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	18,100
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	176,900	22,000	12,000	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	3,000	3,000	—
未行使残	176,900	19,000	9,000	—

(注1) 2017年12月7日付株式分割(1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格（円）	368	368	2,400	2,400
行使時平均株価（円）	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—	—

（注1）2017年12月7日付株式分割（1株につき100株の割合）による分割後の価格に換算しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの公正な評価単価に代え、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値の見積りに基づいて算定を行っております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、類似会社比準方式に基づく分析結果を勘案し算定した価格を用いております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映される方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	509,568千円
当連結会計年度中において権利行使された本源的価値の合計額	一千円

(企業結合等関係)

(共通支配下の取引等)

1. 連結子会社同士の合併（その1）

(1) 取引の概要

①結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合企業（存続会社）

名称：㈱セラミックワン（当社の連結子会社）、事業内容：タイル・石材を中心とした内装・外装工事の施工

被結合企業（消滅会社）

名称：スマート・ブリック㈱（当社の連結子会社）、事業内容：壁用レンガの輸入・販売・施工

名称：㈱本田組（当社の連結子会社）、事業内容：ビル、戸建てなどの外装修繕工事

名称：㈱CFノベルストーン（当社の連結子会社）、事業内容：タイル、建材の輸入販売

名称：㈱ミヤガワ東京（当社の連結子会社）、事業内容：建築写真撮影

②企業結合日：2021年9月1日

③企業結合の法的形式：㈱セラミックワンを存続会社、スマート・ブリック㈱、㈱本田組、㈱CFノベルストーン及び㈱ミヤガワ東京を消滅会社とする吸収合併

④結合後企業の名称：㈱セラミックワン（当社の連結子会社）

⑤その他取引の概要に関する事項：経営資源の集中・共有による効率性向上及び各連結子会社へのガバナンス強化を目的にグループ内で組織再編を行ったものです。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

2. 連結子会社同士の合併（その2）

(1) 取引の概要

①結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合企業（存続会社）

名称：㈱トライ（当社の連結子会社）、事業内容：情報通信設備工事、システム設計・施工・保守・点検

被結合企業（消滅会社）

名称：㈱ネット（当社の連結子会社）、事業内容：移動体通信に係るシステムの保守およびメンテナンス

②企業結合日：2021年9月1日

③企業結合の法的形式：㈱トライを存続会社、㈱ネットを消滅会社とする吸収合併

④結合後企業の名称：エムエイトアイ㈱（当社の連結子会社）

⑤その他取引の概要に関する事項：経営資源の集中・共有による効率性向上及び各連結子会社へのガバナンス強化を目的にグループ内で組織再編を行ったものです。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は「注記事項（セグメント情報等）」に記載の通りであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社における主な顧客との契約から生じる収益の内容は以下の通りであります。

タイル・石材加工販売事業は、タイル又は建材メーカー等から発注を受けて販売した時に履行義務が充足されると判断し、販売時に収益を認識しています。

総合建材事業と土木工事業は、建築会社等から工事の注文を受けて履行義務の充足度合い（工事の進捗度合い）に応じて、一定の期間にわたって収益を認識しています。また、工事期間が短いものなどは履行義務が充足された一時点（引渡し時点）で収益を認識しています。

電気通信工事業は、通信事業者等から発注を受けて施工等が完了した時に履行義務が充足されると判断し、役務の提供時に収益を認識しています。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高

当中間連結会計期間における当社及び連結子会社における顧客との契約から計上された売上債権、契約資産及び契約負債の期首及び期末残高は下記のとおりです。なお、連結貸借対照表上、売上債権は「受取手形及び売掛金」及び「完成工事未収入金」、「電子記録債権」に、契約資産は「完成工事未収入金」に、契約負債は「未成工事受入金」及び「契約負債」、「前受金」に含めております。

なお、当中間連結会計期間より顧客との契約から生じる収益を認識しているため、契約資産の期首残高は計上されておられません。

(単位：千円)

	2022年2月28日	
	期首残高	期末残高
売上債権	327,946	307,188
契約資産	—	319,480
契約負債	353,850	356,082

契約資産の増減は、収益認識（契約資産の増加）により生じたものであります。契約負債の増減は、主として未成工事受入金の受取り（契約負債の増加）と収益認識（同、減少）により生じたものであります。

なお、当中間連結会計期間中に認識された収益のうち、期首時点で契約負債に含まれていた金額は187,711千円であり、過去の期間に充足された履行義務に係る金額は重要ではありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

当社グループは、本社事務所等の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務等を有しておりますが、当該債務に関連する賃借期間が明確でなく、現時点において退去等も予定されていないことから資産除去債務を合理的に見積ることができず、当該債務に見合う資産除去債務を計上していません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び、業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。当社グループは、事業ごとに包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

当社グループは、「タイル・石材加工販売事業」、「総合建材事業」、「電気通信工事業」及び「土木工事業」の4つを報告セグメントとしております。

セグメント区分	主要業務
タイル・石材加工販売事業	タイル・石材を中心とした内装・外装材製品の加工・販売
総合建材事業	タイル・石材を中心とした内装・外装工事の施工、エクステリア関連商材の輸入仕入販売、建築写真の撮影
電気通信工事業	電気工事・情報通信工事の請負、企画、設計、監理
土木工事業	公共工事を中心とした下水工事、道路改良工事

(報告セグメントの変更等に関する事項)

当中間連結会計期間において、連結子会社同士の合併を行ったことに伴い、前連結会計年度までの「タイル・石材建築工事業」及び「建材卸売事業」を統合して「総合建材事業」とするとともに、連結子会社の小林工業(株)が営む「土木工事業」を新たに追加しております。

なお、前中間連結会計期間の数値については、変更後の報告セグメントの区分により組み替えて作成したものを記載しております。

(2) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、中間連結財務諸表作成において採用している会計処理の方法と同一であります。報告セグメントの損益は、営業損益と調整を行っております。

(3) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間(自 2020年9月1日 至 2021年2月28日)

(単位:千円)

	報告セグメント					調整額 (注1)	中間連結 財務諸表 計上額
	タイル・石 材加工販売 事業	総合建材 事業	電気通信 工事業	土木工事 事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	256,150	741,892	613,586	—	1,611,628	301	1,611,929
セグメント間の内部売上高又は振替高	19,009	19,709	—	—	38,718	△38,718	—
計	275,159	761,601	613,586	—	1,650,346	△38,417	1,611,929
セグメント利益又は損失(△) (注2)	△9,436	33,666	29,226	—	53,456	△33,634	19,821
セグメント資産	449,787	1,158,892	1,170,979	—	2,779,658	△178,779	2,600,879
その他の項目							
減価償却額	11,235	2,211	7,622	—	21,069	4,757	25,826
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	228	6,856	2,740	—	9,825	13,418	23,243

(注1) 調整額の内容は、保険代理業、全社費用及びセグメント間取引消去高であり、全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費です。

(注2) セグメント利益又は損失(△)は、中間連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間（自 2021年9月1日 至 2022年2月28日）

（単位：千円）

	報告セグメント					調整額 (注1)	中間連結 財務諸表 計上額
	タイル・石 材加工販売 事業	総合建材 事業	電気通信 工事業	土木工事 事業	計		
売上高							
顧客との契約から生じる収益	248,820	885,661	704,361	120,640	1,959,484	10	1,959,495
外部顧客への売上高	248,820	885,661	704,361	120,640	1,959,484	10	1,959,495
セグメント間の内部売上高又は振替高	32,150	204	—	800	33,155	△33,155	—
計	280,971	885,866	704,361	121,440	1,992,639	△33,144	1,959,495
セグメント利益又は損失（△） (注2)	10,496	△37,934	21,737	3,462	△2,238	△48,882	△51,121
セグメント資産	434,868	998,712	1,184,590	291,490	2,909,662	△381,552	2,528,110
その他の項目							
減価償却額	9,353	3,400	6,599	738	20,092	5,640	25,732
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	104	8,128	567	—	8,799	15,124	23,924

（注1） 調整額の内容は、保険代理業、全社費用及びセグメント間取引消去高であり、全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費です。

（注2） セグメント利益又は損失（△）は、中間連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 2020年9月1日 至 2021年2月28日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
三井住友建設(株)	269,783	総合建材事業
(株)シーテック	162,610	電気通信工事業

当中間連結会計期間（自 2021年9月1日 至 2022年2月28日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2020年9月1日 至 2021年2月28日）

(単位：千円)

	タイル・石材 加工販売事業	総合建材 事業	電気通信 工事業	電気通信工事 事業	調整額	合計
当中間期償却額	—	14,747	—	—	—	14,747
当中間期末残高	—	202,681	—	—	—	202,681

当中間連結会計期間（自 2021年9月1日 至 2022年2月28日）

(単位：千円)

	タイル・石材 加工販売事業	総合建材 事業	電気通信 工事業	電気通信工事 事業	調整額	合計
当中間期償却額	—	16,594	—	—	—	16,594
当中間期末残高	—	211,629	—	—	—	211,629

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額及び算定上の基礎は次の通りです。

	前連結会計年度 (2021年 8 月 31 日)	当中間連結会計期間 (2022年 2 月 28 日)
1 株当たり純資産額	1, 304. 02円	1, 060. 64円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額 (千円)	345, 009	274, 054
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	3, 357	937
(うち新株予約権) (千円)	(937)	(937)
(うち非支配株主持分) (千円)	(2, 420)	(一)
普通株式に係る中間期末 (期末) の純資産額 (千円)	341, 652	273, 116
1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末 (期末) の普通株式の数 (株)	262, 000	257, 500

1 株当たり中間純利益又は 1 株当たり中間純損失 (△) 及び算定上の基礎は次の通りです。

	前中間連結会計期間 (自 2020年 9 月 1 日 至 2021年 2 月 28 日)	当中間連結会計期間 (自 2021年 9 月 1 日 至 2022年 2 月 28 日)
1 株当たり中間純利益又は 1 株当たり中間純損失 (△)	15. 25円	△208. 82円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益又は 親会社株主に帰属する中間純損失 (△) (千円)	3, 997	△54, 233
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益又は 普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純損失 (△) (千円)	3, 997	△54, 233
普通株式の期中平均株式数 (株)	262, 121	259, 712
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり 中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	該当事項はありません。	該当事項はありません。

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため、記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2022年5月30日

株式会社ひかりホールディングス
取締役会 御中

監査法人 **コスモス**
愛知県名古屋市中区

代表社員 公認会計士 新開 智之
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 犬飼 宗次

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ひかりホールディングスの2021年9月1日から2022年8月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2021年9月1日から2022年2月28日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ひかりホールディングス及び連結子会社の2022年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2021年9月1日から2022年2月28日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に

見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。